

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第六号

埼玉県企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年八月二十九日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局職員被服貸与規程（昭和三十八年公営企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「別表のとおりとする。ただし、新たに職員となつた者のうち作業服（上）の貸与期間が一年の業務に従事するものに貸与する作業服（上）は、最初に貸与する場合に限り、別表の規定にかかわらず、二着貸与し、その貸与期間は二年とする」を「企業局長が別に定める」に改め、同条第二項を削る。

第三条の見出し中「及び台帳」を削り、同条第二項を削る。

第五条の見出し中「の申請」を削り、同条第一項中「被貸与者は、」を「所属長は、被貸与者が」に、「ときは、様式第二号の被服再貸与申請書を所属長に提出しなければならぬ」を「場合において、必要と認めるときは、被服を再び貸与することができる」に改め、同条第二項中「により、」の下に「貸与期間を満了しない」を加える。

第六条の見出し中「返納」の下に「及び廃棄」を加え、同条中「様式第三号の被服返納書に当該被服を添えて、」を「貸与を受けた被服を」に改め、同条に次の一項を加える。

2 所属長は、貸与した被服が第二条第一項の規定により定められた貸与期間を満了し、又は使用にたえなくなつた場合その他特別の事情がある場合は、返納を免除又は廃棄をすることができる。

第七条第一項中「所属長は」の下に「、職務遂行上必要があるときは」を加え、「別表に掲げる被服のうち職務遂行上必要なもの」を「第二条第一項の規定により企業局長が定める被服」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

（貸与の特例）

第八条 所属長は、職務遂行上必要があるときは、企業局長の承認を得て、第二条第一項の規定により企業局長が定める被服の被貸与者、種類、員数及び貸与期間以外の貸与をすることができる。

（委任）

第九条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、企業局長が別に定める。

別表を削る。

様式第一号から様式第三号までを削る。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の埼玉県企業局職員被服貸与規程の規定により被服の貸与を受けている者でこの規程による改正後の埼玉県企業局職員被服貸与規程の規定により同一種類の被服の貸与を受けることができるものは、同規程の相当規定による被服の貸与を受けたものとみなす。
- 3 前二項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、企業局長が別に定める。